

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和3年2月18日(2021.2.18)

【公表番号】特表2020-517438(P2020-517438A)

【公表日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2020-024

【出願番号】特願2019-557470(P2019-557470)

【国際特許分類】

B 05 D 1/04 (2006.01)

B 05 D 3/00 (2006.01)

B 05 B 5/025 (2006.01)

B 05 B 12/12 (2006.01)

B 05 B 12/02 (2006.01)

【F I】

B 05 D 1/04 A

B 05 D 3/00 D

B 05 B 5/025 E

B 05 B 12/12

B 05 B 12/02

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月5日(2021.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記少なくとも1つの噴霧ノズル(102a～102h)及び前記ハウジング(104)または起動手段(106)の作動要素(107a)の導電部分における電流強度及び/または電圧の分析を行い、これらの測定値と基準値との比較を行う、ことを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項9】

前記噴霧器(101)は前記液体タンク(110)に加えて別の液体タンクを備え、前記噴霧器(101)は前記送出装置(111)に加えて別の送出装置を備え、前記送出装置(111)及び前記別の送出装置と前記少なくとも1つの噴霧ノズル(102a～102h)との間には混合装置が配置され、前記混合装置内で所定の組成の混合液が作成されるように、前記送出装置(111)の送出体積と前記別の送出装置の送出体積を制御する、ことを特徴とする、請求項1～8のいずれか一項に記載の方法。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 1 3】

前記高電圧発生器(109)の起動の前に前記噴霧器(101)の起動を行う場合、前記少なくとも1つの噴霧ノズル(102a～102h)を非作動位置(R102)から作動位置(A102)に移動させ、前記少なくとも1つの噴霧ノズル(102a～102h)及び／または前記ハウジング(104)はこのために動かされ、かつ／または、少なくとも1つのハウジング部分、特にスライドは前記噴霧ノズルに対して動かされる、ことを特徴とする、請求項11または12に記載の方法。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項14

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項14】

前記高電圧発生器(109)の作動停止の後に前記噴霧器(101)の作動を停止する場合、前記少なくとも1つの噴霧ノズル(102a～102h)を作動位置(A102)から非作動位置(R102)に移動させ、前記少なくとも1つの噴霧ノズル(102a～102h)及び／または前記ハウジング(104)、少なくとも1つのハウジング部分はこのために動かされる、ことを特徴とする、請求項11または12に記載の方法。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

噴霧器101及び高電圧源109は起動手段106を介して起動可能であり、起動手段106は電気式ボタン107で構成される。この場合、ボタン107の作動要素107aは導電性であり、噴霧ノズル102a～102hに対して反対極として構成される。ボタン107は噴射のために継続した時間押す必要があるので、このようにして、使用者を確実に噴霧器101の基準電位にしっかりと接続して、使用者の帯電を回避する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

また、図1及び2から明らかなように、ハウジング104は、把持部128、ヘッド部129、及び把持部128とヘッド部129の間に配置された中間部130を備えており、噴霧ノズル102a～102hはヘッド部129に配置され、送出装置111は液体タンク110と噴霧ノズル102a～102hとの間に配置される。